

質問書に対する回答 1

件名	東関東自動車道 R 7 成田舗装工事		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	参考見積書 様式 6	諸経費「共通仮設費」「現場管理費」は、見積対象項目に対する諸経費を集約して計上するという点でよろしいでしょうか	見積対象項目に対してではなく、工事全体に対して必要となる「共通仮設費」「現場管理費」を参考見積書に記載願います。
2	参考見積書 様式 6	「材料費」計上において、参考積算条件書で交付されると思われる単価の記載は必要ですか。	参考積算条件書への掲載有無にかかわらず、貴社にて必要と考えられる費用を参考見積書に記載願います。
3	金抜き設計書（見積対象） 参考見積書 様式 6	摘要欄で「見積対象」と書かれた項目は、すべて提出が必要ですか。 提出しなかった場合は、当該入札は「無効」となりますか。 標準見積を採用していただく考慮はありませんか。	金抜き設計書の摘要欄に「見積対象」と記載された項目は、すべて提出する必要があります。 未提出の見積対象項目があった場合、入札公告（説明書）2-10に示す“記載漏れ等の不備がある場合”に該当し、参考見積書の提出が「無効」となり、共通入札公告1-6(1)に示すとおり入札は「無効」となります。
4	参考見積書 様式 6	諸経費「共通仮設費」「現場管理費」も見積対象項目ということですが、共通入札公告(令和7年4月) P15 1-6見積活用方式 (5)入札時の単価表の提出及び最終見積書の取扱い イ の記載内容の対象となりますか？(最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には無効となる旨の記述) またそれは、共通仮設費と現場管理費のそれぞれで超えてはならないという認識でよろしいでしょうか？	「共通仮設費」「現場管理費」についても見積対象項目であり、共通入札公告（令和7年4月）1-6(5)イに示す「最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額」に含まれます。 また、共通入札公告（令和7年4月）1-6(5)ウに示すとおり、入札時に提出する入札額に対応した単価表等に記載された見積対象項目の総額が最終参考見積書の総額を超えない場合には、入札時の個々の見積対象項目（「共通仮設費」「現場管理費」含む）が最終参考見積書の各項目の金額を超えることができます。
5	参考見積書 様式 6	参考見積書の提出期限が令和8年2月24日であり、入札書の提出期限が令和8年5月11日ということから、広告中に公共労務単価等も変更になるかと思えます。公共労務単価の変更による単価の変動であったとしても、共通入札公告(令和7年4月) P15 1-6見積活用方式 (5)入札時の単価表の提出及び最終見積書の取扱い イ の記載内容の対象となりますか？ 対象となる場合で、大きな変動(特に値上がり)があった場合は契約後の変更対象という取扱いになりますか？それとも訂正参考見積書の提出時に反映させなければなりませんか？	労務単価等の見直しが必要な場合は、見直しを実施した訂正参考見積書を入札公告（説明書）2-12に示す期限までにご提出ください。